

1 平成24年度修正(平成24年8月6日千葉県防災会議決定)

- (1)地域防災力の向上
  - ① 防災教育の普及促進【地-2-3】(×)
  - ② 過去の災害教訓の伝承【地-2-3】(×)
  - ③ 自主防災組織の育成【総-2-1】(○)
  - ④ (仮称)防災基本条例の制定【総-2-1】(×)
- (2)津波対策の強化・推進
  - ① 防災意識の向上(×)
  - ② 避難のための津波浸水予測図の作成(×)
  - ③ 津波対策の住民への周知徹底(×)
  - ④ 津波防護施設等の整備(×)
  - ⑤ 水門等の確実な操作(×)
  - ⑥ 住民への正確かつ迅速な情報伝達【地-3-421】(×)
  - ⑦ 避難誘導における安全確保(×)
- (3)液状化対策の推進
  - ① ライフライン施設等の液状化対策【地-2-45】(×)
  - ② 液状化しやすさマップ等の作成【総-2-1】(×)
  - ③ 液状化対策工法の広報【地-2-46】(×)
  - ④ 液状化被害における生活支援【地-2-46】(○)
  - ⑤ ライフライン施設等の応急復旧【地-3-98】(○)
- (4)支援物資の供給体制の見直し
  - ① 備蓄意識の高揚【地-2-64】(×)
  - ② 県及び市町村における備蓄等の推進【地-2-64】(×)
  - ③ 「プッシュ型」支援【地-2-64】(×)
  - ④ 官民連携による物流体制【地-2-65】(×)
  - ⑤ 代替性を確保した道路整備【地-2-38】(○)
- (5)災害時要援護者等の対策の推進
  - ① 災害時要援護者避難支援プラン(個別計画)の策定【地-2-55】(×)
  - ② 福祉避難所の整備及び指定(○)
  - ③ 要配慮者の移送支援(○)
  - ④ 要配慮者や女性に配慮した備蓄の推進【地-2-64】(×)
- (6)帰宅困難者等対策の推進
  - ① 基本原則の周知【地-2-69】(×)
  - ② 周辺都区市との連携【地-2-70】(×)
  - ③ 情報連絡体制及び安全の確保【地-2-71】(○)
  - ④ 一時滞在施設の確保及び徒歩帰宅支援【地-2-70】(○)
- (7)庁内体制の強化
  - ① (仮称)危機管理防災センターの整備【地-1-10】(×)
  - ② 災害対策本部事務局体制の強化【地-3-6】(×)
  - ③ 国や市町村等と連携した災害応急対策【地-2-72】(×)
  - ④ 区域を越えた被災者の受入れ【地-2-72】(×)
- (8)放射性物質事故対策計画の見直し
  - ① 県外原子力発電所事故の情報収集・発信体制の整備【放-3-1】(×)
  - ② 放射線モニタリング体制の整備【放-3-1】(×)
  - ③ 広報・相談活動【放-4-3】(×)
  - ④ 廃棄物等の処理【放-5-1】(△)
- (9)その他(風水害等編の見直し)(○)

凡例

- ：流山市に影響あり
- △：影響するか要検討
- ×：影響なし

趣 旨

市町村と連携し、自主防災組織の設置や災害発生時において各組織を取りまとめや、県が認定した災害対策コーディネーターの養成講座を開催するなど、共助の中核となる人材育成を推進し、自主防災組織の機能強化を図る。〔拡充〕

修正前

修正後

千葉県  
地域防災計画  
(総-2-1)  
(H24.8修正)

第1編 総則 第2章 計画の基本的な考え方 第2節 地域防災力の向上

拡充

第1編 総則 第2章 計画の基本的な考え方 第2節 地域防災力の向上

阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域のみんで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や、県が認定した災害対策コーディネーターの養成講座を開催し、共助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努める。

流山市  
地域防災計画  
(p地-2-8)  
防災危機管理課

地震災害対策編 第2章 災害予防計画 第1節 訓練及び防災知識の普及計画 第3 自主防災組織の整備

2 協力体制の整備及び活動支援

市は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会などの組織を設置し、組織間の情報交換を行う等連携体制の強化に努めるものとする。

また市は、自主防災組織に対し、資機材の整備を支援するため、その整備に要する費用の一部について補助金を交付するとともに、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等による防災ネットワークづくりが必要であることから、県と協力してこれを促進する。さらに、大きな役割を担う中核リーダーを対象とした研修会等を開催し、対応能力の向上に努める。

地震災害対策編 第2章 災害予防計画 第1節 訓練及び防災知識の普及計画 第3 自主防災組織の整備

2 協力体制の整備及び活動支援

市は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会などの組織を設置し、組織間の情報交換を行う等連携体制の強化に努めるものとする。

また市は、自主防災組織に対し、資機材の整備を支援するため、その整備に要する費用の一部について補助金を交付するとともに、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等による防災ネットワークづくりが必要であることから、県と協力してこれを促進する。さらに、県が認定する災害対策コーディネーターの養成講座の活用など、共助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努める。

趣旨

液状化によりライフラインが寸断した場合の在宅の要配慮者に対する生活支援をするため、共助及び地域のネットワークによる支援体制の取り組みを促進する。

修正前

修正後

千葉県  
地域防災計画  
(p.地-2-46)  
(H24.8修正)  
(拡充)

4 液状化被害における生活支援(防災危機管理部、健康福祉部、市町村)  
液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断などにより、生活に支障をきたす状況となる。特に、高齢者や障害者等の要配慮者が、在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられる。  
これらの在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取り組みや健康福祉センター(保健所)、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取り組みを促進する。

流山市  
地域防災計画  
(地-2-86)  
高齢者生きがい  
推進課  
障害者支援課  
(2) 地域における支援(共助)  
災害時における災害時要援護者の安否確認や避難誘導は、隣近所、自治会、民生委員・児童委員などによる地域の支援が重要となるため、平常時からこれらの連携を強めて見守り活動を行う等、地域全体で助け合える体制を整備する。

(2)地域における支援(共助)  
災害時における高齢者や障害者等の要配慮者在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化するなどが発生することが考えられる。  
これらの在宅の要配慮者に対する安否確認や避難誘導は、隣近所、自治会、民生委員・児童委員などによる地域の支援が重要となるため、平常時からこれらの連携を強めて見守り活動を行う等、地域全体で助け合える体制を整備する。また、巡回健康相談や生活支援のため、共助の取り組みや健康福祉センター(保健所)、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取り組みを促進する。

趣 旨

液状化被害のあったライフライン施設等について、応急復旧までの目標期間を定めるなど、迅速な応急復旧体制を整備する。

修正前

修正後

千葉県  
地域防災計画  
(p.地-3-98)  
(H24.8修正)

(拡充)

第2編 地震・津波編第3章 災害応急対策計画 第15節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧  
上下水道・電気・ガス・通信・工業用水道・交通等のライフライン施設が大震災により液状化などの被害を受けた場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態が長期化するおそれの強いことは阪神・淡路大震災及び東日本大震災などでさらに明らかになったところである。したがって、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者が相互に緊密な連携を図りながら迅速な活動を行うこととする。

1 水道施設(総合企画部、水道局)

震災時において、水道事業体は、飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。なお、被災事業体等のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき県内水道事業体等の応援を得て、復旧を行うものとする。

(1)震災時の活動体制

震災時においては、応急活動体制を速やかに確立する。

(2)応急復旧

応急復旧にあたっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

ア 復旧の優先順位

(ア)取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。

(イ)主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄するとともに、資機材の供給団体に速やかに必要な材料を要請する。

ウ 人員の確保

応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

(3)県営水道の応急復旧

施設の被害状況を的確に把握して、早期復旧を図り、発災から最大4週間以内を目途に平常給水が行えるよう、応急復旧体制を確立する。なお、県営水道のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」及び東京都水道局等との「災害相互応援に関する協定」等に基づき応援を得て、復旧を行う。

<資料編1-13 千葉県水道災害相互応援協定>

ア 被害発生 の把握及び緊急措置

(ア)地震の規模により、千葉県地域防災計画に合わせた応急体制を確立する。

(イ)浄・給水場施設や管路の点検により、被害情報を迅速に把握するとともに、火災の発生状況を確認のうえ、漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。なお、管路パトロールについては、災害時の応援協定を締結している千葉県水道管工事協同組合と協力して実施する。

イ 応急復旧

以下の目標をたて、次の方針に基づく復旧計画を立案し実施する。

(ア)被害状況に基づき、速やかに水道局の復旧体制を確立するとともに、住民への広報、保安対策に万全を期する。

(イ)復旧にあたっては、道路管理者等及び関係するライフライン事業者と工程調整のうえ作業を行う。

(ウ)液状化等により漏水箇所の特定が困難な場合は、速やかに漏水調査機器等を使用し、漏水箇所を把握する。

(エ)応急復旧は、県水道局職員と千葉県水道管工事協同組合等による復旧作業班を編制し実施する。

組合の施工業者に的確に復旧を指示するとともに、復旧資機材の迅速な手配を行う。

(オ)施工にあたっては、浄・給水場の配水池を起点として上流側から進める。なお、給水装置の応急復旧も並行して進め、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を検討し、最も早期復旧の可能な方法を選定する。

(カ)施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない軽微な被害は二次的に扱う。

(キ)復旧完了後、直ちに充水・洗浄を行い、水質確認のうえ速やかに通水する。

ウ 応急復旧資機材の確保

当局の備蓄資機材で対処することとするが、不足する場合は、災害時等の応援協定を締結している製造会社及び水道用資機材供給会社等から調達する。復旧資機材の配管材料等は、水道局幕張倉庫及び給水場等へ分散して備蓄する。

(4)広報対策

水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

修正前

修正後

千葉県  
地域防災計画  
(p.地-3-93)  
(H24.8修正)

(拡充)

2 下水道施設(県土整備部)

(1) 応急活動体制

管轄する下水道施設に地震災害の発生するおそれのある場合には、即時に応急防災活動を実施する。このために、防災活動が円滑に遂行できるように、応急活動体制の整備に努める。

(2) 緊急活動

地震災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては緊急防止活動を行い、必要があるときは、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部長と下水道課長が締結した「災害時における応急対策の協力に関する協定書」により応急対策を行う。

なお、活動体制の確立並びに関係機関等の連携による応援体制の確立を図る。

<資料編1-13 災害時における応急対策の協力に関する協定書>

(3) 応急復旧対策

施設の重要度、危険度を考慮し、被害調査の優先順位を定め、点検マニュアルに基づき調査を行うとともに、応急復旧対応の内容を決定(専門技術を持つ人材の活用等)し、復旧工事を実施する。

復旧にあたっては、道路管理者等及び関係するライフライン事業者と工程調整のうえ作業を行う。

なお、県のみで対応できない場合は、東京都など1都7県等との「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応援を得て復旧を行う。

<資料編1-13 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール>

(4) 防災用資機材の整備、備蓄対策

地震災害時において、下水道施設の処理機能を保持するため、応急防災用資機材について可能な限り備蓄する。また、民間業者との協力協定の締結等により連携を密にし、必要な資機材の種類と数量を確保するよう努める。

(5) 広報対策

下水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

3 電気施設

(1) 震災時の活動体制

地震災害が発生したとき、東京電力は、次により非常災害対策本部を千葉支店内に設置する。

本部の下に情報班、広報班、工務復旧班、配電復旧班、建設復旧班、通信班、給電班、カスタマーセンター班及び総務班の9班を置く。

また、支部を各支社に設置する。

なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、呼集方法、出勤方法等につき検討し、適切な要員構成を行っておく。

さらに、請負会社については、あらかじめ出勤可能要員を把握しておくとともに、震災時における応援出勤体制を確立しておく。

(2) 震災時の応急措置

ア 資機材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

(ア) 第一線機関等相互の流用

(イ) 現地調達

(ウ) 支店対策本部に対する応急資機材の請求

なお、災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、支店対策本部において復旧資機材所要数を想定し、当該支部あて緊急出荷し、復旧工事の迅速化に努める。

イ 人員の動員、連絡の徹底

(ア) 災害時における動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。

(イ) 社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

ウ 震災時における危険予防措置

災害発生時といえども需要家サービス及び治安維持上原則として送電を維持するが、浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能の予想される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

修正前

修正後

千葉県  
地域防災計画  
(p.地-3-98)  
(H24.8修正)

(拡充)

(3) 応急復旧対策  
 ア 被害状況の早期把握  
 全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。  
 イ 復旧の順位  
 各設備の復旧順位は原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。  
 (ア) 送電設備  
 a 全回線送電不能の主要線路  
 b 全回線送電不能のその他の線路  
 c 一部回線送電不能の主要線路  
 d 一部回線送電不能のその他の線路  
 (イ) 変電設備  
 a 主要幹線の復旧に関する送電用変電所  
 b 都心部に送電する系統の送電用変電所  
 c 重要施設に供給する配電用変電所  
 (ウ) 通信設備  
 a 給電指令用回線並びに制御、保護及び監視回線  
 b 保守用回線  
 c 業務用回線  
 (エ) 配電設備  
 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。  
 ウ 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及び防災行政無線を通じて需要家に対し、次の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。  
 (ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。  
 (イ) 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ通報すること。  
 (ウ) 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。  
 (エ) 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。  
 (オ) 屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。  
 (カ) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。  
 (キ) その他事故防止のための留意すべき事項。  
 エ 災害時における住民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行うものとする。  
 オ 需要家からの再点検申込み等を迅速適切に処理するため、能率的な受付処理体制を確立しておくものとする。

4 ガス施設

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持することが必要である。  
 このため、災害対策の迅速かつ適切な実施を図り、公共の安全と便益を図るため、以下の防災対策を実施する。

(1) 非常災害体制の確立

ア 地震発生時の出動

(ア) 勤務時間内の場合は、社内連絡により所属事務所に出動する。

(イ) 勤務時間外の場合は、地震の大きさをテレビ・ラジオ等の情報により判断し、あらかじめ指定された箇所に、自動発令で出動する。

イ 気象庁発表の津波警報が発表された場合の出動

(ア) 勤務時間内の場合は、社内連絡により所属事務所に出動する。ただし、津波からの避難を優先とする。

(イ) 勤務時間外は、津波の高さ・到達時間をテレビ・ラジオ等の情報より判断し、あらかじめ指定された箇所に出動する。ただし、津波からの避難を優先とする。

ウ 非常災害対策本部、支部の設置

地震等の非常災害が発生した場合、または、津波警報が発令された場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、本社に非常災害対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

修正前

修正後

千葉県  
地域防災計画  
(p.地-3-98)  
(H24.8修正)

(拡充)

(2) 応急対策  
 ア 震災時の初動措置  
 (ア) 官公庁、報道機関及び社内事業所等から、被害情報等の情報収集を行う。  
 (イ) 事業所設備等の点検を行う。  
 (ウ) 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止を行う。  
 (エ) ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置を講じる。  
 (オ) その他、状況に応じた措置を行う。  
 イ 応急措置  
 (ア) 非常災害対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。  
 (イ) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。  
 (ウ) 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。  
 (エ) その他、現場の状況により適切な措置を講じる。  
 ウ 資機材等の調達  
 復旧用資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。  
 (ア) 取引先、メーカー等からの調達  
 (イ) 各支部間の流用  
 (ウ) 他ガス事業者からの融通  
 エ 車両の確保  
 本社地区に工作車、広報車を保有しており常時稼働可能な体制にある。また、主要な車輛には、無線を搭載している。  
 (3) 災害時の広報  
 災害時には、供給区域全域の供給停止をすることなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止等のため、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請するほか、市町村等へ広報を要請するなど、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。  
 ア 地震発生時には  
 (ア) ガス栓を全部閉めること。  
 (イ) ガスメータのそばにあるメータコックを閉めること。  
 (ウ) ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。  
 この場合には、ガス栓・メータコックを閉め、直ちにガス会社に連絡すること。  
 (エ) 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること。  
 イ マイコンメータ(前面にランプがあるメータ)が作動してガスが出ない場合。  
 (ア) グレーのメータの場合は、マイナスドライバーで左上の蓋を開け、内部の軸をドライバーで反時計回りにしっかりと回し、ランプの点灯を確認する。  
 (イ) クリームメータの場合は、左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。  
 (ウ) 操作終了後3分間マイコンによる漏洩検査のためガスの使用はしないこと。  
 ウ 供給を停止した場合  
 (ア) ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メータコック閉め、ガス会社から連絡があるまで待つこと。  
 (イ) ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。  
 (4) 復旧活動拠点の確保  
 復旧要員の集合場所、宿泊場所、車輛の駐車スペース、資機材置場等の候補地のリストアップ、連絡先の確認等をあらかじめ実施し、これらを確保しておく。また、残土、廃材、資機材等の仮置きについて、県、市町村等が指定する臨時場所がある場合、その使用についてあらかじめ協議し、用地等の確保に努める。  
 (5) 事業継続計画の策定・発動(東京ガス株)  
 事故・災害について、必要によりあらかじめ事業継続計画を策定する。また、策定にあたっては、関係者の生命・身体の安全及び被害拡大の防止を前提とした上で、最低限維持しなければならない以下の業務を最優先する。  
 ア ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務  
 イ ガスの供給が停止した場合には、その復旧作業に関する業務  
 ウ 供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務  
 エ その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務  
 事業継続計画の発動が必要な場合は、事務局が本部長に具申し、発動は本部長が命ずる。

修正前

修正後

千葉県  
地域防災計画  
(p.地-3-98)  
(H24.8修正)

(拡充)

5 通信施設  
 (1)東日本電信電話株  
 ア 震災時の活動体制  
 (ア)災害対策本部の設置  
 震災が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。  
 この場合、県、市町村及び各防災機関と緊密な連絡を図る。  
 (イ)情報連絡体制  
 震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。  
 イ 発災時の応急措置  
 (ア)設備、資機材の点検及び発動準備  
 大地震の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。  
 a 電源の確保  
 b 災害対策用無線機装置類の発動準備  
 c 非常用電話局装置等の発動準備  
 d 予備電源設備、移動電源車等の発動準備  
 e 局舎建築物の防災設備の点検  
 f 工事用車両、工具等の点検  
 g 保有資材、物資の点検  
 h 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握  
 (イ)応急措置  
 震災により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。  
 a 通信の利用制限  
 b 災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保  
 c 無線設備の使用  
 d 特設公衆電話の設置  
 e 非常用可搬型電話局装置の設置  
 f 臨時電報、電話受付所の開設  
 g 回線の応急復旧  
 h 災害用伝言ダイヤル「171」の運用  
 (ウ)震災時の広報  
 震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。  
 a 通信途絶、利用制限の理由と内容  
 b 災害復旧措置と復旧見込時期  
 c 通信利用者に協力を要請する事項  
 d 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始  
 ウ 応急復旧対策  
 震災により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。  
 (ア)電気通信設備等を応急的に復旧する工事  
 (イ)原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事  
 (2)株NTTドコモ  
 ア 震災時の活動体制  
 (ア)災害対策本部の設置  
 震災が発生した場合はその状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。  
 この場合、県等の防災機関と緊密な連絡を図る。  
 (イ)情報連絡体制  
 震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

修正前

修正後

千葉県  
地域防災計画  
(p.地-3-98)  
(H24.8修正)

(拡充)

イ 発災時の応急措置

(ア)設備、資機材の点検及び発動準備  
震災の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 可搬型無線基地局装置の発動準備
- b 移動電源車等の発動準備
- c 局舎建築物の防災設備等の点検
- d 工事用車両、工具等の点検
- e 保有資材、物資の点検
- f 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ)応急措置

震災により通信設備に被害が生じた場合、または異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 非常通話、緊急通話の優先、確保
- c 可搬型無線基地局装置の設置
- d 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用
- e 回線の応急復旧

(ウ)災害時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、インターネット等によって次の事項を利用者に通知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 「災害用伝言板」及び「音声お届けサービス」の提供開始

ウ 応急復旧対策

震災により被災した通信設備の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- (ア)電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- (イ)現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事
- (3)KDDI(株)

KDDI(株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。災害発生時には、局舎の点検を実施するとともに、基地局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。通信に輻輳が発生した場合は輻輳制御を行い、必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に「災害伝言板サービス等」による安否情報の伝達に協力する。

(4)ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)

ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

また、災害発生時には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要な緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板、災害用音声お届けサービス等による安否情報の伝達に努める。

(5)日本郵便(株)

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。また、災害特別事務取扱いを実施するほか、(株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。

6 放送機関

地震が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、地震情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。また、法律に基づいて、県及び市町村の要請による防災情報の伝達にあたる。

修正前

修正後

千葉県  
地域防災計画  
(p.地-3-98)  
(H24.8修正)

(拡充)

7 工業用水道(企業庁)  
(略)

8 道路・橋梁(県土整備部)

地震が発生した場合、緊急輸送道路を最優先に各道路管理者等は、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う。

(1)災害時の応急措置

県

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、震災時における県土整備部の対応計画、県土整備部震災実働マニュアルの定めるところにより、ライフライン関係占有者、(一社)千葉県建設業協会及び市町村等からの道路情報の収集に努めるとともに、各土木事務所はパトロールを実施する。これらの情報により(一社)千葉県建設業協会などの関係機関と密接な連携を図りながら応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。

ライフライン施設の復旧における道路法の事務手続きについては、「災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて」に基づき、迅速な対応を図る。

<資料編1-23 災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて>

関東地方整備局

被害状況を速やかに把握するため、事務所、出張所においてはパトロールカーによる巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急措置を行い交通路の確保に努める。

東日本高速道路

1 地震発生後、次の基準に従って警察当局と協力して通行規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及びパトロールカー等により情報を提供するなどして、通行車の安全確保に努める。

計測震度値 通行規制内容

計測震度4.0以上4.5未満又は特別巡回の結果必要が認められる場合速度規制

計測震度4.5以上又は5.0以上 通行止

2 通行車及び道路の被害状況等を早期に把握し、迅速かつ安全な道路交通の確保を行うため、震災点検を行う。

3 災害が発生した場合、道路交通の確保及び被害の拡大防止を図るため、速やかに応急復旧を行う。通行止を実施しているときは、上下車線が分離されている道路にあたっては、少なくとも上下線各1車線又は片側2車線を、分離されていない道路にあたっては、1車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。

首都高速道路(株)

(略)

(2)応急復旧対策

県

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路1次路線」など交通上重要と認められるものについて最優先に(一社)千葉県建設業協会などの関係機関と密接な連携を図りながら応急復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

関東地方整備局

パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。

9 交通施設(総合企画部、県土整備部)

(1)災害時の活動体制

ア 災害対策本部等の設置

震災が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

イ 通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに必要に応じて無線車等も利用する。

(2)発災時の初動措置

各機関の初動措置は次のとおり。

ア 運転規制

修正前

修正後

千葉県  
地域防災計画  
(p.地-3-98)  
(H24.8修正)

(拡充)

地震が発生した場合の列車の運転取扱いは次による。

東日本旅客鉄道(株)

1 地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度SI値(カイン)による。

2 運転規制区間は、一般区間と落石区間に分ける。

3 SI値が一般区間で12以上、落石区間で6以上の場合、全列車を停止させ、規制区間全線を保守係員の点検後解除する。

4 SI値が一般区間で6以上12未満、落石区間で3以上6未満の場合、35km/h以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。

京成電鉄(株)

(略)

東京地下鉄(株)

(略)

千葉都市モノレール(株)

(略)

首都圏新都市鉄道(株)

発災時の初動措置

予測震度4以上で警報を受信した場合、全列車は一旦停止後、沿線地震計の震度により以下の取扱いとする。

1 震度4以下の場合 通常運転を再開する

2 震度5弱の場合 時速35 km以下の徐行運転

3 震度5強以上の場合 運転を中止して鉄道施設の点検

その他民鉄各社

強い地震を感知した場合の運転の取扱いは次による。

1 震度5 弱以上の場合、列車の運転を中止することとし、その後の運転については、保線区・電気関係区の巡回員からの報告に基づいて逐次運転規制を解除する。

2 震度4の場合、列車は速やかに安全な所で一時停止し、時速25km/h以下の速度で注意運転することとし、保線区・電気関係区の巡回員からの報告に基づいて逐次運転規制を解除する。

イ 乗務員の対応

東日本旅客鉄道(株)

1 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認められた場合は、直ちに列車を停止させる

2 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。

3 列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。

東京地下鉄(株)

(略)

首都圏新都市鉄道(株)

1 列車の運転

列車進行中地震を感知し、列車の運転が危険と判断した場合および総合指令所長から停止手配の指令があったとき又は早期地震警報システムにより警報を受信した場合は、速やかに列車を安全な箇所に停止させる。また、列車停止後、列車および周囲の状況を確認して総合指令所長に報告し、その後の指示を受ける。

2 乗客への対応

災害の規模、被害状況および運行の見通し等を総合指令所長からの指示等により、適切な旅客案内を行なう。

その他民鉄各社

1 運転中に地震を認知して、列車の運転が危険と認められた場合は、直ちに列車を停止させる。

2 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる箇所に列車を移動させる。

3 列車を停車させた場合は、指令所又は最寄りの駅に連絡をとり、その指示を受ける。

ウ その他の措置

東日本旅客鉄道(株)、東京地下鉄(株)、その他民鉄各社

1 旅客誘導のための案内放送 4 出火防止

2 駅員の配置手配 5 防災機器の操作

3 救出、救護手配 6 情報の収集

修正前

修正後

千葉県  
地域防災計画  
(p.地-3-98)  
(H24.8修正)

(拡充)

(3)乗客の避難誘導  
東日本旅客鉄道(株)、民鉄各社(下記以外)  
1 駅における避難誘導  
(1)駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないよう誘導し避難させる。  
(2)旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市町村又は県があらかじめ定めた一時滞在施設の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。  
2 列車乗務員が行う旅客の避難誘導  
(1)列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。  
(2)列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。  
ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。  
ア 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。  
イ 特に高齢者や子供、妊婦等については、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。  
ウ 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。  
東京地下鉄(株)  
(略)  
首都圏新都市鉄道(株)  
1 駅務管理所長は、係員を指揮して予め定めてある臨時避難場所へ旅客を誘導し、避難させる。  
2 旅客を臨時避難場所へ誘導した後、さらに避難させる必要が生じた場合は、地元市町村と連携しながら、市町村又は県があらかじめ定めた一時滞在施設を案内する。

(4)事故発生時の救護活動  
東日本旅客鉄道(株)、民鉄各社(下記以外)  
災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動にあたる。  
東京地下鉄(株)  
(略)  
首都圏新都市鉄道(株)  
1 状況により、旅客(医師、看護師等)の協力を求める。また、救急法による手当てができる場合は、これを行なうとともに救急車を要請して病院に収容する。  
2 付近に病院がある場合は、その医師に依頼する。  
3 死傷者が多数のときは、病院に収容するまでの間、列車等を使用して死傷者の隔離を図る。

(5)飛行場施設  
(略)

10 その他公共施設(農林水産部、県土整備部)  
地震が発生した場合、河川、海岸、港湾、都市公園、漁港、砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止施設の被害状況を速やかに把握し、各施設の機能確保を図るため、各機関は災害活動を実施するとともに応急措置を行うものとする。  
(1)海岸保全施設  
(略)  
(2)河川管理施設  
地震、津波等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けた時、又はそのおそれのある時は関係機関と協議して施設の応急措置を行う。  
(3)港湾施設  
(略)  
(4)漁港施設  
(略)  
(5)砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設  
地震により砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けた時、又はそのおそれのある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。  
(6)都市公園施設  
地震、津波により園路・広場、管理施設等が被害を受けた時、又はそのおそれがある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

## 修正前

流山市  
地域防災計画  
(地-3-142)  
秘書広報課  
企画政策課  
マーケティング課  
誘致推進課  
行政改革推進課  
工事検査室  
水道工務課  
下水道業務課  
環境政策放射能  
対策課  
クリーンセンター  
東京電力(株)東京  
電力パワーグリッド(株)東葛支  
社  
東日本電信電話  
(株)千葉支店  
京和ガス(株)  
京葉ガス(株)東葛  
支社

## 第9節 生活関連施設等の応急復旧計画

市は、地震による土砂災害の危険箇所や危険物施設等について、速やかに点検及び応急措置等を実施し、二次災害の防止に努めるものとする。  
また、都市生活の基盤をなす水道・下水道・電気・ガス・電話・交通機関等のライフライン施設等の被害は、都市機能を麻痺させ、住民の生活や社会活動にきわめて大きな影響を与える。このため、市及び各事業者は相互に連携を図り、応急復旧や二次災害の防止活動に努めるものとする。

## 第1 ライフライン施設等の応急対策

上・下水道、電気、ガス及び電話等のライフライン施設は、住民の日常生活及び社会経済活動、地震発生時における被災者の生活確保等の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。  
これらの施設が地震により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、麻痺状態となることが予想される。このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、迅速に応急復旧体制を整備するものとする。  
ライフライン施設の応急対策活動を迅速に進めるためには、地震発生後各施設の被害状況を速やかに把握して、それに対応した応急対策計画を策定し、実施していく必要がある。このため各ライフライン事業者は、被害情報の収集・伝達体制を確立するものとする。  
また、地震の規模によっては、本市だけでなく広範囲かつ大量にライフライン施設の被害が発生し、当該事業者だけでは復旧が進まないこともある。こうした場合に備えて各事業者は、相互に連携を図りつつ、県内及び県外の同業者に協力を求めて応援体制を確立し、円滑な対策の実施を図るものとする。

## 1 情報収集・伝達手段の整備

地震発生後、水道、下水道、電力、ガス、通信のライフラインの被害情報及び復旧情報は、被災者にとって重要な情報である。  
ライフライン情報の収集・伝達系統は、次の図のとおりとする。ライフライン各社がライフラインの復旧情報を市の災対本部事務局に提供し、市災害対策本部を通じて、秘書広報課 企画政策課 マーケティング課 誘致推進課 行政改革推進課 工事検査室から防災関係機関、マスコミ等へライフライン情報の提供を行うものとする。

図3-9-1 災害時ライフライン情報の収集・伝達系統

## 2 電力施設の応急復旧

## (1) 地震災害時における危険予防措置

災害発生時といえども需要家サービス及び治安維持上原則として送電を維持するが、浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発おそれがある場合、又は運転不能の予想される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待機する。

## (2) 応急復旧対策

## ア 被害状況の早期把握

全般的な災害状況の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害の状況の早期把握に努める。

## イ 復旧の順位

各設備の復旧順位は、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

## ウ 広報

感電ならびに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて需要家に対し、次の諸点を十分啓発するほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。また、災害時における住民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行うものとする。

## 修正後

## 第9節 生活関連施設等の応急復旧計画

市は、地震による土砂災害の危険箇所や危険物施設等について、速やかに点検及び応急措置等を実施し、二次災害の防止に努めるものとする。  
また、都市生活の基盤をなす水道・下水道・電気・ガス・通信・交通機関等のライフライン施設等の被害は、都市機能を麻痺させ、住民の生活や社会活動にきわめて大きな影響を与えることは、阪神・淡路大震災及び東日本大震災などで明らかになったところである。このため、市及び各事業者は相互に連携を図り、応急復旧や二次災害の防止活動に努めるものとする。

## 第1 ライフライン施設等の応急対策

水道、下水道、電気、ガス及び通信等のライフライン施設は、住民の日常生活及び社会経済活動、地震発生時における被災者の生活確保等の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。  
これらの施設が地震により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、麻痺状態となることが予想される。このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、迅速に応急復旧体制を整備するものとする。  
ライフライン施設の応急対策活動を迅速に進めるためには、地震発生後各施設の被害状況を速やかに把握して、それに対応した応急対策計画を策定し、実施していく必要がある。このため各ライフライン事業者は、被害情報の収集・伝達体制を確立するものとする。  
また、地震の規模によっては、本市だけでなく広範囲かつ大量にライフライン施設の被害が発生し、当該事業者だけでは復旧が進まないこともある。こうした場合に備えて各事業者は、相互に連携を図りつつ、県内及び県外の同業者に協力を求めて応援体制を確立し、円滑な対策の実施を図るものとする。

## 1 情報収集・伝達手段の整備

地震発生後、水道、下水道、電力、ガス、通信のライフラインの被害情報及び復旧情報は、被災者にとって重要な情報である。  
ライフライン情報の収集・伝達系統は、次の図のとおりとする。ライフライン各社がライフラインの復旧情報を市の災対本部事務局に提供し、災害対策本部を通じて、秘書広報班から防災関係機関、マスコミ等へライフライン情報の提供を行うものとする。

図3-9-1 災害時ライフライン情報の収集・伝達系統

## 4 電力施設の応急復旧

## (1) 地震災害時における危険予防措置

災害発生時といえども需要家サービス救命救急対応及び治安維持上のため、原則として送電を維持するが、浸水、建物の倒壊等により運転送電することがかえって危険であり、事故を誘発おそれがある場合等、又は運転不能の予想される東京電力パワーグリッド(株)が危険と判断した場合は、運転送電を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待機する。

## (2) 応急復旧対策

## ア 被害状況の早期把握

全般的な災害状況の遅速は、復旧計画作成策定に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害の状況の早期把握に努める。

## イ 復旧の順位

各設備の復旧順位は、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

## ウ 広報

感電事故ならびに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて需要家に対し、次の諸点を十分啓発するほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。また、災害時における住民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行うものとする。次のとおり広報活動を実施する。

流山市  
 地域防災計画  
 (p.地-3-142)  
 秘書広報課  
 企画政策課  
 マーケティング課  
 誘致推進課  
 行政改革推進課  
 工事検査室  
 水道工務課  
 下水道業務課  
 環境政策放射能  
 対策課  
 クリーンセンター  
 東京電力(株)東  
 京電力パワーグ  
 リッド(株)東葛支  
 社  
 東日本電信電話  
 (株)千葉支店  
 京和ガス(株)  
 京葉ガス(株)東葛  
 支社

- (ア) 切れた電線や、垂れ下がった電線には絶対に触らないこと。
- (イ) 使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。
- (ウ) 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- (エ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。
- (オ) 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。

《資料56》

3 通信施設の応急復旧

(1) 東日本電信電話(株)

ア 応急措置

地震災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

(ア) 通信の利用制限

(イ) 非常通話、緊急通話の優先、確保

(ウ) 無線設備の使用

(エ) 特設公衆電話の設置

(オ) 非常用可搬型電話局装置の設置

(カ) 臨時電報、電話受付所の開設

(キ) 回線の応急復旧

(ク) 伝言・取次サービスの実施

イ 災害時の広報

地震災害のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

(ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容

(イ) 災害復旧装置と復旧見込時期

(ウ) 通信利用者に協力を要請する事項

(エ) 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始

(2) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ

ア 応急措置

震災により通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳時の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次の通り応急措置を行う。

(ア) 通信の利用制限

(イ) 非常通話、緊急通話の優先、確保

(ウ) 可搬型無線基地局装置の設置

(エ) 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用

(オ) 回線の応急復旧

イ 災害時の広報

震災のため通信が途絶し、若しくは利用の制限を行った時は、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に通知する。

(ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容

(イ) 災害復旧措置と復旧見込時期

(ウ) 通信利用者に協力を要請する事項

(1) 広報内容

- (ア) 切れた電線や、垂れ下がった電線には絶対に触らないこと。
- (イ) 使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。
- (ウ) 屋外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- (エ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、絶対に手を触れず速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。
- (オ) 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。

(カ) 無断昇柱、無断工事をしないこと

(キ) その他必要な事項

(2) 広報手段

(ア) 報道機関(テレビ・ラジオ等)による広報

(イ) 広報車等による広報

《資料56》

6 通信施設の応急復旧

(1) 東日本電信電話(株)

ア 応急措置

震災により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

(ア) 通信の利用制限

(イ) 災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保

(ウ) 無線設備の使用

(エ) 特設公衆電話の設置

(オ) 非常用可搬型電話局装置の設置

(カ) 臨時電報、電話受付所の開設

(キ) 回線の応急復旧

(ク) 災害用伝言ダイヤル「171」の運用

イ 災害時の広報

震災のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

(ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容

(イ) 災害復旧装置と復旧見込時期

(ウ) 通信利用者に協力を要請する事項

(エ) 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始

(2) (株)NTTドコモ

ア 応急措置

震災により通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳時の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次の通り応急措置を行う。

(ア) 通信の利用制限

(イ) 非常通話、緊急通話の優先、確保

(ウ) 可搬型無線基地局装置の設置

(エ) 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用

(オ) 回線の応急復旧

イ 災害時の広報

震災のため通信が途絶し、若しくは利用の制限を行った時は、広報車、ラジオ、テレビ、インターネット等によって次の事項を利用者に通知する。

(ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容

(イ) 災害復旧措置と復旧見込時期

(ウ) 通信利用者に協力を要請する事項

修正前

修正後

流山市  
地域防災計画  
(p地-3-142)  
秘書広報課  
企画政策課  
マーケティング課  
誘致推進課  
行政改革推進課  
工事検査室  
水道工務課  
下水道業務課  
環境政策放射能  
対策課  
クリーンセンター  
東京電力(株)東  
京電力パワーグ  
リッド(株)東葛支  
社  
東日本電信電話  
(株)千葉支店  
京和ガス(株)  
京葉ガス(株)東葛  
支社

(3) KDDI(株)  
KDDI(株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。  
災害発生時には、中継局の停電対策のため、移動電源車の出動を準備する。  
通信に輻輳が発生した場合には、通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般市民を対象に災害伝言板サービスによる安否情報の伝達に協力する。

新設

4 ガス施設の応急復旧  
(1) 応急対策  
ア 地震災害時の初動措置  
(ア) 官公庁、報道機関及び社内事業者等から、被害情報等の情報収集を行う。  
(イ) 事業所設備等の点検を行う。  
(ウ) 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止を行う。  
(エ) ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置を講じる。  
(オ) その他、状況に応じた措置を行う。  
イ 応急措置  
(ア) 非常災害対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。  
(イ) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。  
(ウ) 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。  
(エ) その他、現場の状況により適切な措置を講じる。  
(2) 災害時の広報  
災害時には、供給区域全域の供給停止をすることなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止、住民の不安除去のため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関等に連絡を要請し、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の見通しについて広報する。  
ア 地震発生時にすべきこと  
(ア) ガス栓を全部閉めること。  
(イ) ガスメータのそばにあるメータコックを閉めること。  
(ウ) ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。この場合には、ガス栓・メータコックを閉め、直ちにガス会社に連絡すること。  
(エ) 換気扇の使用は、スイッチの花火によって爆発の原因となるので避けること。  
イ マイコンメータ(全面にランプがあるメータ)が作動してガスが出ない場合  
(ア) グレーのメータの場合は、マイナスインドライバーで左上の蓋を開け、内部の軸をドライバーで反時計回りにしっかりと回し、ランプの点灯を確認する。  
(イ) クリームメータの場合は、左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。

(エ)「災害用伝言板」及び「音声お届けサービス」の提供開始  
(3) KDDI(株)  
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。  
災害発生時には、基地局の停電対策のため、移動電源車の出動を準備する。  
通信に輻輳が発生した場合には、通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般市民を対象に災害伝言板サービスによる安否情報の伝達に協力する。

(4)ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)  
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。  
また、災害発生時には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要な緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板、災害用音声お届けサービス等による安否情報の伝達に努める。

5 ガス施設の応急復旧  
(1) 応急対策  
ア 地震災害時の初動措置  
(ア) 官公庁、報道機関及び社内事業者等から、被害情報等の情報収集を行う。  
(イ) 事業所設備等の点検を行う。  
(ウ) 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止を行う。  
(エ) ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置を講じる。  
(オ) その他、状況に応じた措置を行う。  
イ 応急措置  
(ア) 非常災害対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。  
(イ) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。  
(ウ) 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。  
(エ) その他、現場の状況により適切な措置を講じる。  
(2) 災害時の広報  
災害時には、供給区域全域の供給停止をすることなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止、住民の不安除去のため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関等に連絡を要請し、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の見通しについて広報する。  
ア 地震発生時にすべきこと  
(ア) ガス栓を全部閉めること。  
(イ) ガスメータのそばにあるメータコックを閉めること。  
(ウ) ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。この場合には、ガス栓・メータコックを閉め、直ちにガス会社に連絡すること。  
(エ) 換気扇の使用は、スイッチの花火によって爆発の原因となるので避けること。  
イ マイコンメータ(全面にランプがあるメータ)が作動してガスが出ない場合  
(ア) グレーのメータの場合は、マイナスインドライバーで左上の蓋を開け、内部の軸をドライバーで反時計回りにしっかりと回し、ランプの点灯を確認する。  
(イ) クリームメータの場合は、左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。

修正前

修正後

流山市  
地域防災計画  
(p地-3-142)  
秘書広報課  
企画政策課  
マーケティング課  
誘致推進課  
行政改革推進課  
工事検査室  
水道工務課  
下水道業務課  
環境政策放射能  
対策課  
クリーンセンター  
東京電力(株)東  
京電力パワーグ  
リッド(株)東葛支  
社  
東日本電信電話  
(株)千葉支店  
京和ガス(株)  
京葉ガス(株)東葛  
支社

(ウ) 操作終了後3分間マイコンによる漏洩検査のためガスの使用はしないこと。  
ウ 供給を停止した場合  
(ア) ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メータコックを閉め、ガス会社から連絡があるまで待つこと。  
(イ) ガスの供給が再開されるときには、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。  
《資料49・57》

5 水道施設の応急復旧

(1) 水道停止時の代替措置

応急給水活動については、本章第7節「第1 応急給水」に示した要領で実施する。

(2) 応急復旧の実施

ア 作業体制の確保

市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立するものとする。  
また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」のもと、県に対し協力を要請するものとする。  
市が協力要請を行った場合には、県は他の関係機関に対し協力を要請する等、広域的な作業体制の確保に努めるものとする。

イ 応急復旧作業の実施

市は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき、応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難場所、福祉施設、老人施設等の施設については、優先的に作業を行うものとする。

応急復旧の行動指針

- ・施設復旧の完了の目標を明らかにする。
- ・施設復旧の手順及び方法を明らかにする。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにする。
- ・施設復旧にあたる班編成(人員・資機材)の方針を明らかにする。その際には、被災して集合できない職員があることを想定して行うものとする。
- ・被災状況を迅速に調査し明らかにするとともに、被災状況に応じた漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じる。
- ・応急復旧の資機材の調達方法を明らかにする。
- ・応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにする。

(ア) 配管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行うものとする。

また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して、路上又は浅い土被りによる仮配管を行い、仮設給水栓を設置するものとする。

(イ) 水道水の衛生保持

水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合には、水道の使用を一時停止するよう住民に周知するものとする。

ウ 応急復旧資機材の確保

市は、削岩機、堀削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。市が要請した場合には、他の関係機関に対し協力を要請する等、資機材の確保に努めるものとする。

(ウ) 操作終了後3分間マイコンによる漏洩検査のためガスの使用はしないこと。  
ウ 供給を停止した場合  
(ア) ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メータコックを閉め、ガス会社から連絡があるまで待つこと。  
(イ) ガスの供給が再開されるときには、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。  
《資料49・57》

2 水道施設の応急復旧

(1) 水道停止時の代替措置

応急給水活動については、本章第7節「第1 応急給水」に示した要領で実施する。

(2) 応急復旧の実施

ア 作業体制の確保

市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立するものとする。  
また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」のもと、県に対し協力を要請するものとする。  
市が協力要請を行った場合には、県は他の関係機関に対し協力を要請する等、広域的な作業体制の確保に努めるものとする。

イ 応急復旧作業の実施

市は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき、応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、指定避難所、福祉施設、老人施設等の施設については、優先的に作業を行うものとする。

応急復旧の行動指針

- ・施設復旧の完了の目標を明らかにする。
- ・施設復旧の手順及び方法を明らかにする。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにする。
- ・施設復旧にあたる班編成(人員・資機材)の方針を明らかにする。その際には、被災して集合できない職員があることを想定して行うものとする。
- ・被災状況を迅速に調査し明らかにするとともに、被災状況に応じた漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じる。
- ・応急復旧の資機材の調達方法を明らかにする。
- ・応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにする。

(ア) 配管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行うものとする。

また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して、路上又は浅い土被りによる仮配管を行い、仮設給水栓を設置するものとする。

(イ) 水道水の衛生保持

水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合には、水道の使用を一時停止するよう住民に周知するものとする。

ウ 応急復旧資機材の確保

市は、削岩機、堀削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。市が要請した場合には、他の関係機関に対し協力を要請する等、資機材の確保に努めるものとする。

修正前

修正後

流山市  
地域防災計画  
(p.地-3-142)  
秘書広報課  
企画政策課  
マーケティング課  
誘致推進課  
行政改革推進課  
工事検査室  
水道工務課  
下水道業務課  
環境政策放射能  
対策課  
クリーンセンター  
**東京電力(株)東  
京電力パワーグ  
リッド(株)東葛支  
社**  
東日本電信電話  
(株)**千葉支店**  
京和ガス(株)  
京葉ガス(株)東葛  
支社

エ 住民への広報  
市及び水道工事店等は、断・減水の状況、応急復旧の見通し、応急給水所の設置等について、住民への広報を実施するものとする。  
《資料41》

**6** 下水道施設の応急復旧

(1) 公共下水道停止時の代替措置

ア 公共下水道使用制限の周知

市は、下水道管(汚水)の使用が不可となった区域に対して防災無線、広報車等により使用を制限する周知を行う。

イ 仮設トイレの設置

市は、**避難場所**等に仮設トイレを設置するものとする。

(2) 応急復旧の実施

ア 作業体制の確保

市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。

また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請するものとする。

イ 応急復旧作業の実施

市は、管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努めるものとする。

ウ 住民への広報

市は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施するものとする。

第2 道路・橋梁【道路班】

地震発生時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設をはじめ、道路等の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会経済活動はもちろんのこと、災害時の応急対策活動においても極めて重要な役割を果たすものである。

したがって、これらの施設についての応急対策実施体制を整備し、迅速な対応を図るものとする。

1 応急対策実施体制の確立

(1) 応急対策実施計画の策定

道路等の公共土木施設の応急対策は、災害後の利用者の安全確保や市民生活及び社会経済活動の確保の面からも迅速に行っていく必要があるため、地震発生後、各施設の被害状況を速やかに把握し、それに対応した応急対策計画を策定し、直ちに対策を実施するものとする。

なお、事前対策として、各公共土木施設管理者が施設被害状況の収集・伝達体制の整備を図っておくことが必要である。

(2) 協力体制の確立

市や民間業者等は、施設の応急対策に関し、行政と民間業者、また地域間や業者間の連携・協力を図り、効率よく作業を進めるものとする。

2 道路の応急復旧

(1) 応急措置

市は、被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールカーにより巡視を実施するとともに、地域住民等からの道路情報の収集に努めるものとする。

また、情報収集に基づき道路、橋梁に関する被害状況を把握した後は、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い、交通路の確保に努めるものとする。

なお、道路に埋設されている上・下水道等の各施設の被害を発見した場合にも、道路管理者及び各施設管理者に通報するとともに、住民の安全確保に努めるものとする。

(2) 応急復旧対策

市は、被害を受けた道路を速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、緊急輸送道路を最優先に、復旧作業を実施し、機能確保に努める。

エ 住民への広報

市及び水道工事店等は、断・減水の状況、応急復旧の見通し、応急給水所の設置等について、住民への広報を実施するものとする。

《資料41》

**3** 下水道施設の応急復旧

(1) 公共下水道停止時の代替措置

ア 公共下水道使用制限の周知

市は、下水道管(汚水)の使用が不可となった区域に対して防災無線、広報車等により使用を制限する周知を行う。

イ 仮設トイレの設置

市は、**指定避難所**等に仮設トイレを設置するものとする。

(2) 応急復旧の実施

ア 作業体制の確保

市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。

また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請するものとする。

イ 応急復旧作業の実施

市は、管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努めるものとする。

ウ 住民への広報

市は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施するものとする。

第2 道路・橋梁【道路班】

地震発生時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設をはじめ、道路等の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会経済活動はもちろんのこと、災害時の応急対策活動においても極めて重要な役割を果たすものである。

したがって、これらの施設についての応急対策実施体制を整備し、迅速な対応を図るものとする。

1 応急対策実施体制の確立

(1) 応急対策実施計画の策定

道路等の公共土木施設の応急対策は、災害後の利用者の安全確保や市民生活及び社会経済活動の確保の面からも迅速に行っていく必要があるため、地震発生後、各施設の被害状況を速やかに把握し、それに対応した応急対策計画を策定し、直ちに対策を実施するものとする。なお、事前対策として、各公共土木施設管理者が施設被害状況の収集・伝達体制の整備を図っておくことが必要である。

(2) 協力体制の確立

市や民間業者等は、施設の応急対策に関し、行政と民間業者、また地域間や業者間の連携・協力を図り、効率よく作業を進めるものとする。

2 道路の応急復旧

(1) 応急措置

市は、被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールカーにより巡視を実施するとともに、地域住民等からの道路情報の収集に努めるものとする。

また、情報収集に基づき道路、橋梁に関する被害状況を把握した後は、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い、交通路の確保に努めるものとする。

なお、道路に埋設されている上・下水道等の各施設の被害を発見した場合にも、道路管理者及び各施設管理者に通報するとともに、住民の安全確保に努めるものとする。

(2) 応急復旧対策

市は、被害を受けた道路を速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、緊急輸送道路を最優先に、復旧作業を実施し、機能確保に努める。

修正前

修正後

流山市  
地域防災計画  
(p.地-3-142)  
秘書広報課  
企画政策課  
マーケティング課  
誘致推進課  
行政改革推進課  
工事検査室  
水道工務課  
下水道業務課  
環境政策放射能  
対策課  
クリーンセンター  
東京電力(株)東  
京電力パワーグ  
リッド(株)東葛支  
社  
東日本電信電話  
(株)千葉支店  
京和ガス(株)  
京葉ガス(株)東葛  
支社

第3 交通施設【各鉄道機関・各バス会社】  
1 鉄道施設の応急対策  
大規模な地震が発生したときには、多数の乗客が大量輸送する鉄道においては直接人命に係る被害が発生するおそれがある。  
各鉄道機関は、地震発生時の安全確保と万一の場合の被害を最小限に止め、迅速かつ適切な応急措置を講じるものとする。  
(1) 災害時の活動体制  
ア 災害対策本部等の設置  
地震により被害が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置するものとする。  
イ 通信連絡体制  
災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車、移動無線機等を利用して行う。  
(2) 発災時の初動措置  
ア 運転規制  
東日本旅客鉄道(株)  
地震が発生した場合の列車の運転取扱いは次による。  
ア 地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度SI 値(カイン)による。  
イ 運転規制区間は、一般区間と落石区間に分ける。  
ウ SI 値が一般区間で12 以上、落石区間で6 以上の場合、全列車を停止させ、規制区間前線を保守係員の点検後解除する。  
エ SI 値が一般区間で6 以上12 未満、落石区間で3 以上6 未満の場合、35km/h 以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する

その他の民営鉄道

強い地震を感知した場合の運転の取扱いは次による。  
ア 震度5 弱以上の場合、列車の運転を中止することとし、その後の運転については、保線区・電気関係区の巡回員からの報告に基づいて、逐次運転規制を解除する。  
イ 震度4 の場合、列車は速やかに安全な所で一時停止し、時速25km/h以下の速度で注意運転することとし、保線区・電気関係区の巡回からの報告に基づいて、逐次運転規制を解除する。

第3 交通施設【各鉄道機関・各バス会社】  
1 鉄道施設の応急対策  
大規模な地震が発生したときには、多数の乗客が大量輸送する鉄道においては直接人命に係る被害が発生するおそれがある。  
各鉄道機関は、地震発生時の安全確保と万一の場合の被害を最小限に止め、迅速かつ適切な応急措置を講じるものとする。  
(1) 災害時の活動体制  
ア 災害対策本部等の設置  
地震により被害が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置するものとする。  
イ 通信連絡体制  
災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車、移動無線機等を利用して行う。  
(2) 発災時の初動措置  
ア 運転規制  
東日本旅客鉄道(株)  
地震が発生した場合の列車の運転取扱いは次による。  
ア 地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度SI 値(カイン)による。  
イ 運転規制区間は、一般区間と落石区間に分ける。  
ウ SI 値が一般区間で12 以上、落石区間で6 以上の場合、全列車を停止させ、規制区間前線を保守係員の点検後解除する。  
エ SI 値が一般区間で6 以上12 未満、落石区間で3 以上6 未満の場合、35km/h 以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。

首都圏新都市鉄道(株)

予測震度4以上で警報を受信した場合、全列車は一旦停止後、沿線地震計の震度により以下の取扱いとする。

ア 震度4以下の場合 通常運転を再開する

イ 震度5弱の場合 時速35 km以下の徐行運転

ウ 震度5強以上の場合 運転を中止して鉄道施設の点検

首都圏新都市鉄道(株)

予測震度4 以上の警報発信で全列車一旦停止、その後沿線地震計の震度による取扱いとする。

ア 震度4以下(計測震度3.5以上4.5 未満)

通常運転を再開する。

イ 震度5弱(計測震度4.5以上5.0 未満)

35km/h 以下の注意運転

ウ 震度5強以上(計測震度5.0 以上)

全列車運転停止、安全確認まで運転見合わせ

その他の民営鉄道

強い地震を感知した場合の運転の取扱いは次による。  
ア 震度5 弱以上の場合、列車の運転を中止することとし、その後の運転については、保線区・電気関係区の巡回員からの報告に基づいて、逐次運転規制を解除する。  
イ 震度4 の場合、列車は速やかに安全な所で一時停止し、時速25km/h以下の速度で注意運転することとし、保線区・電気関係区の巡回からの報告に基づいて、逐次運転規制を解除する。

修正前

修正後

流山市  
地域防災計画  
(p.地-3-142)  
秘書広報課  
企画政策課  
マーケティング課  
誘致推進課  
行政改革推進課  
工事検査室  
工務課  
下水道業務課  
環境政策放射能  
対策課  
クリーンセンター  
~~東京電力(株)~~東  
京電力パワーグ  
リッド(株)東葛支  
社  
東日本電信電話  
(株)千葉支店  
京和ガス(株)  
京葉ガス(株)東葛  
支社

イ 乗務員の対応  
東日本旅客鉄道(株)  
ア 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認められた場合は、直ちに列車を停止させる。  
イ 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切り取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は、進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。  
ウ 列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。

その他の民営鉄道  
ア 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認められた場合は、直ちに列車を停止させる。  
イ 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切り取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は、進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。  
ウ 列車を停止させた場合は、指令所又は最寄りの駅に連絡を取り、その指示を受ける。

ウ その他の措置  
(ア) 旅客誘導のための案内放送  
(イ) 駅員の配置手配  
(ウ) 救出、救護手配  
(エ) 出火防止  
(オ) 防災機器の操作  
(カ) 情報の収集

イ 乗務員の対応  
東日本旅客鉄道(株)  
ア 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認められた場合は、直ちに列車を停止させる。  
イ 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切り取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は、進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。  
ウ 列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。

~~首都圏新都市鉄道(株)~~

~~ア 列車の運転~~

~~列車進行中地震を感知し、列車の運転が危険と判断した場合および総合指令所長から停止手配の指令があったとき又は早期地震警報システムにより警報を受信した場合は、速やかに列車を安全な箇所へ停止させる。また、列車停止後、列車および周囲の状況を確認して総合指令所長に報告し、その後の指示を受ける。~~

首都圏新都市鉄道(株)

ア 列車の運転

地震が発生し、列車の運転が危険と判断した場合、又は、運輸指令から停止手配の指令があったときは、原則として直ちに列車を停止。運輸指令に状況を報告、指示を受ける。

~~イ 乗客への対応~~

~~災害の規模、被害状況および運行の見通し等を総合指令所長からの指示等により、適切な旅客案内を行なう。~~

イ 乗客への対応

災害の規模、被害状況及び運行の見通し等を運輸指令からの指示等により、適切な旅客案内を行う。

その他民鉄各社

1 運転中に地震を認知して、列車の運転が危険と認められた場合は、直ちに列車を停止させる。  
2 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切り取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる箇所に列車を移動させる。  
3 列車を停車させた場合は、指令所又は最寄りの駅に連絡をとり、その指示を受ける。

その他の民営鉄道

ア 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認められた場合は、直ちに列車を停止させる。  
イ 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切り取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は、進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。  
ウ 列車を停止させた場合は、指令所又は最寄りの駅に連絡を取り、その指示を受ける。

ウ その他の措置

(ア) 旅客誘導のための案内放送  
(イ) 駅員の配置手配  
(ウ) 救出、救護手配  
(エ) 出火防止  
(オ) 防災機器の操作  
(カ) 情報の収集

修正前

修正後

流山市  
地域防災計画  
(p地-3-142)  
秘書広報課  
企画政策課  
マーケティング課  
誘致推進課  
行政改革推進課  
工事検査室  
水道工務課  
下水道業務課  
環境政策放射能  
対策課  
クリーンセンター  
東京電力(株)東  
京電力パワーグ  
リッド(株)東葛支  
社  
東日本電信電話  
(株)千葉支店  
京和ガス(株)  
京葉ガス(株)東葛  
支社

(3) 乗客の避難誘導  
ア 駅における避難誘導  
(ア) 駅長は、係員を指揮して、あらかじめ定めた臨時避難場所に混乱が生じないよう誘導し、避難させる。  
(イ) 旅客を臨時避難場所に誘導した後、市があらかじめ定めた**避難場所**の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。  
(ウ) 避難の措置情報については、可及的速やかに市災害対策本部に通報する。  
イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導  
列車が駅に停車している場合は、駅長の指示による。  
列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他により、やむを得ず旅客を降車させる場合は次による。  
(ア) 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、旅客を降車させる。  
(イ) 特に**要援護者**に注意し、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。  
(ウ) 線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。  
(4) 事故発生時の救護活動  
災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたり、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動にあたる。  
(5) 災害時の広報活動  
ア 駅では、地震災害の状況を考慮して旅客及び公衆に動揺、混乱を招かないよう注意するとともに、地震の規模、建造物の状態、落下物への注意、列車の運行状況、駅周辺の被害状況等について、放送案内を行う。  
イ 乗務員は、相互に連絡及び情報を交換し、運輸指令からの指示、伝達等について旅客に案内するとともに、停止の地点、理由、被害の状況、運行の見通し、今後とるべき措置等について放送案内し、旅客の動揺、混乱を防止するよう努める。

(3) 乗客の避難誘導  
ア 駅における避難誘導  
(ア) 駅長は、係員を指揮して、あらかじめ定めた臨時避難場所に混乱が生じないよう誘導し、避難させる。  
(イ) 旅客を臨時避難場所に誘導した後、市**又は県**があらかじめ定めた**一時滞在施設**の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。  
(ウ) 避難の措置情報については、可及的速やかに市災害対策本部に通報する。  
イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導  
列車が駅に停車している場合は、駅長の指示による。  
列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他により、やむを得ず旅客を降車させる場合は次による。  
(ア) 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、旅客を降車させる。  
(イ) 特に**要配慮者**に注意し、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。  
(ウ) 線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。  
(4) 事故発生時の救護活動  
災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたり、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動にあたる。  
(5) 災害時の広報活動  
ア 駅では、地震災害の状況を考慮して旅客及び公衆に動揺、混乱を招かないよう注意するとともに、地震の規模、建造物の状態、落下物への注意、列車の運行状況、駅周辺の被害状況等について、放送案内を行う。  
イ 乗務員は、相互に連絡及び情報を交換し、運輸指令からの指示、伝達等について旅客に案内するとともに、停止の地点、理由、被害の状況、運行の見通し、今後とるべき措置等について放送案内し、旅客の動揺、混乱を防止するよう努める。

修正前

修正後

流山市  
地域防災計画  
(p.地-3-142)  
秘書広報課  
企画政策課  
マーケティング課  
誘致推進課  
行政改革推進課  
工事検査室  
水道工務課  
下水道業務課  
環境政策放射能  
対策課  
クリーンセンター  
東京電力(株)東  
京電力パワーグ  
リッド(株)東葛支  
社  
東日本電信電話  
(株)千葉支店  
京和ガス(株)  
京葉ガス(株)東葛  
支社

2 バス輸送機関の応急対策  
(1) 運転中の対応  
ア 運転士は、地震を覚知したときは直ちに運転を中止し、道路左側の安全な場所に停車させエンジンを止め、車内乗客に対し冷静な行動を呼びかける。  
イ バスを停車させる場合には、その停止位置がガソリンスタンド、高圧ガス貯蔵所、崖崩れのおそれのある場所、交差点、トンネル、橋の上又は橋の下、急坂、消火栓の周辺、電柱や塀の脇、高圧線の真下、その他危険と思われる場所は極力避ける。  
また、やむを得ず車内客を乗せたまま近くに移動するときは、進路の安全を確認の上、その旨を乗客に伝えてから移動する。  
ウ 車両への防災上必要な措置  
(2) 応急活動  
地震災害が発生した場合、被害の状況等により、災害対策本部等の設置及び要員の確保等、あらかじめ各機関で定めている防災体制を早期に確立し、速やかに次の措置を講じて被害の拡大防止に万全を期すものとする。  
ア 被害状況の把握  
イ 負傷者の救出救護  
ウ 旅客の安全確保、避難誘導(負傷者、幼児、障害者、高齢者、女性等を優先)、混乱防止  
エ 出火防止及び初期消火  
オ 車両、停留所施設、通信施設、電気設備等の点検、保全及び応急復旧  
カ 通信による災害情報の緊密化、防災機関との連携  
キ 応急輸送活動

第4 その他公共施設  
【都市計画班・河川課・物資輸送班】  
災害が発生した場合、河川、急傾斜地崩壊防止施設の被害状況を速やかに把握し、各施設の機能確保を図るため、各機関は災害活動を実施するとともに応急措置を行うものとする。  
(1) 河川管理施設  
地震により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けた時、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して施設の応急措置を行う。  
(2) 急傾斜地崩壊防止施設  
地震により急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けた時、又はそのおそれのある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。  
(3) 農業用施設の応急復旧  
地震により農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。  
ア 点検  
土地改良区は、調整池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設について点検を行う。農道については、市において通行の危険等の確認、点検を行う。  
イ 用水の確保  
土地改良区は、調整池、用水施設、幹線管水路について、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。  
ウ 排水の確保  
土地改良区は、排水機による常時排水地帯について、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。  
エ 農道の交通確保  
市は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

2 バス輸送機関の応急対策  
(1) 運転中の対応  
ア 運転士は、地震を覚知したときは直ちに運転を中止し、道路左側の安全な場所に停車させエンジンを止め、車内乗客に対し冷静な行動を呼びかける。  
イ バスを停車させる場合には、その停止位置がガソリンスタンド、高圧ガス貯蔵所、崖崩れのおそれのある場所、交差点、トンネル、橋の上又は橋の下、急坂、消火栓の周辺、電柱や塀の脇、高圧線の真下、その他危険と思われる場所は極力避ける。  
また、やむを得ず車内客を乗せたまま近くに移動するときは、進路の安全を確認の上、その旨を乗客に伝えてから移動する。  
ウ 車両への防災上必要な措置  
(2) 応急活動  
地震災害が発生した場合、被害の状況等により、災害対策本部等の設置及び要員の確保等、あらかじめ各機関で定めている防災体制を早期に確立し、速やかに次の措置を講じて被害の拡大防止に万全を期すものとする。  
ア 被害状況の把握  
イ 負傷者の救出救護  
ウ 旅客の安全確保、避難誘導(負傷者、幼児、障害者、高齢者、女性等を優先)、混乱防止  
エ 出火防止及び初期消火  
オ 車両、停留所施設、通信施設、電気設備等の点検、保全及び応急復旧  
カ 通信による災害情報の緊密化、防災機関との連携  
キ 応急輸送活動

第4 その他公共施設  
【建設庶務班・河川班・物資輸送班】  
災害が発生した場合、河川、急傾斜地崩壊防止施設の被害状況を速やかに把握し、各施設の機能確保を図るため、各機関は災害活動を実施するとともに応急措置を行うものとする。  
(1) 河川管理施設  
地震により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けた時、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して施設の応急措置を行う。  
(2) 急傾斜地崩壊防止施設  
地震により急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けた時、又はそのおそれのある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。  
(3) 農業用施設の応急復旧  
地震により農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。  
ア 点検  
土地改良区は、調整池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設について点検を行う。農道については、市において通行の危険等の確認、点検を行う。  
イ 用水の確保  
土地改良区は、調整池、用水施設、幹線管水路について、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。  
ウ 排水の確保  
土地改良区は、排水機による常時排水地帯について、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。  
エ 農道の交通確保  
市は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

趣旨

市町村は、施設の安全性確保やバリアフリー化などの災害時要援護者等に配慮した福祉避難所の整備や指定に努め、また、県及び市町村は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の災害時要援護者等を区域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。〔拡充〕

修正前

修正後

千葉県  
地域防災計画  
(地-2-55)  
(H24.8修正)

拡充

第2編 地震・津波編 第2章 災害予防計画 第8節 災害時要援護者等の安全確保のための体制整備

1 在宅要援護者に対する対応

(4) 避難施設等の整備

市町村は、避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、社会福祉施設等を福祉避難所として指定するように努める。また、県及び市町村は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品や障害特性に応じた障害者用備品、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、食物アレルギー対応食品などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者の家族等で備えることとする。

市町村は、手引きや関係団体の意見などを参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

流山市  
地域防災計画  
(p地-2-88.)  
高齢者生きがい  
推進課  
障害者支援課  
避難行動要支援  
者関連施設等管  
理者

地震災害対策編 第2章 災害予防計画 第7節 災害時要援護者の安全確保対策  
第2 在宅災害時要援護者に対する対応  
5 福祉に配慮した避難所(福祉避難所)の確保

市は、災害時要援護者の避難を想定し、「福祉避難所」(要援護者のための配慮がされた避難所)を指定する。「福祉避難所」とは、バリアフリー化されている等の要援護者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である施設を指す。また、避難支援プランの作成を通じて、福祉避難所を活用することが必要な在宅の要援護者の大まかな状況を把握するとともに、平常時から施設管理者等との連携や、施設利用方法の確認、福祉避難所の設置・運営訓練等を進める。また、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設を、福祉避難所として使用することについて社会福祉法人との間での協定締結を進める。

なお、福祉避難所が不足する場合は、必要に応じて、公的な宿泊施設、民間の宿泊施設等の借り上げや、応急的措置として、教室・保健室を含め、一般の避難所に要援護者のために区画された部屋を利用することを予定する。

さらに、市は、災害時要援護者が避難生活を送るために必要な次の資機材等を、あらかじめ避難施設等へ配備するよう努める。

トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品  
イ 児童遊具、ミルク、ほ乳びん等乳幼児用備品及び授乳に配慮するための設備

地震災害対策編 第2章 災害予防計画 第7節 避難行動要支援者の安全確保対策  
第2 在宅避難行動要支援者に対する対応  
5 福祉避難所の確保

市は、要配慮者の避難を想定し、「福祉避難所」を指定する。「福祉避難所」とは、バリアフリー化されている等の要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である施設を指す。また、避難支援プランの作成を通じて、福祉避難所を活用することが必要な在宅の要配慮者の大まかな状況を把握するとともに、平常時から施設管理者等との連携や、施設利用方法の確認、福祉避難所の設置・運営訓練等を進める。また、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設を、福祉避難所として使用することについて社会福祉法人との間での協定締結を進める。

なお、福祉避難所が不足する場合は、必要に応じて、公的な宿泊施設、民間の宿泊施設等の借り上げや、応急的措置として、教室・保健室を含め、一般の避難所に要配慮者のために区画された部屋を利用することを予定する。

さらに、市は、要配慮者が避難生活を送るために必要な次の資機材等を、あらかじめ避難施設等へ配備するよう努める。

トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品  
イ 児童遊具、ミルク、ほ乳びん等乳幼児用備品及び授乳に配慮するための設備

趣 旨

市町村は、要配慮者の健康状態の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要援護者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。〔拡充〕

修正前

修正後

千葉県  
地域防災計画  
(地-3-45)  
(H24.8修正)

拡充

第2編 地震・津波編 第3章 災害応急対策計画 第5節 災害時要援護者等の安全確保対策  
4 避難所から福祉避難所への移送(防災危機管理部、健康福祉部、市町村)  
市町村は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。  
なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。  
市町村は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、または県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。市町村や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。  
また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

流山市  
地域防災計画  
(p地-2-90)  
高齢者生きがい  
推進課  
障害者支援課  
避難行動要支援  
者関連施設等管  
理者

地震災害対策編 第2章 災害予防計画 第7節 災害時要援護者の安全確保対策  
第2 在宅災害時要援護者に対する対応  
6 避難計画の作成  
(3) 避難後における災害時要援護者への対応  
市は、**高齢者や障害者等の災害時要援護者**の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難場所を確保するとともに、健康状態等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送、災害時要援護者関連施設等への緊急入所を行う。  
  
**また**、このため緊急入所が可能な**災害時要援護者**関連施設等の整備を図るとともに、平素より入居可能状況等の把握に努めるものとする。  
応急仮設住宅への入居については、**高齢者・障害者等の災害時要援護者**を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者等に配慮した応急仮設住宅(以下「福祉仮設住宅」という。)の設置等を検討する。

地震災害対策編 第2章 災害予防計画 第7節 災害時要援護者の安全確保対策  
第2 在宅災害時要援護者に対する対応  
6 避難計画の作成  
(3) 避難後における**要配慮者**への対応  
市は、**要配慮者**の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、健康状態等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送、**要配慮者**関連施設等への緊急入所を行う。  
**また**、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、**要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援**について働きかける。  
このため、緊急入所が可能な**要配慮者**関連施設等の整備を図るとともに、平素より入居可能状況等の把握に努めるものとする。  
応急仮設住宅への入居については、**要配慮者**を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者等に配慮した応急仮設住宅(以下「福祉仮設住宅」という。)の設置等を検討する。

**趣 旨**

主要鉄道駅等を核とした取組みを推進するため、「駅周辺帰宅困難者等対策協議会」の設立を促進し、情報連絡体制や帰宅困難者等の安全確保などの対策に取り組む。〔新規〕

修正前

修正後

千葉県  
地域防災計画  
(地-2-70)  
(H24.8修正)

新規

第2編 地震・津波編 第2章 災害予防計画 第12節 帰宅困難者等対策  
5 関係機関と連携した取組み（防災危機管理部、市町村）  
(4) 駅周辺帰宅困難者等対策協議会

大量の帰宅困難者等の発生が予想される駅周辺においては、各駅周辺の地域事情等に鑑みた、実効性の高い対策を検討・実施していくことが必要である。  
このため、市町村が事務局となり、県も参画する駅周辺帰宅困難者等対策協議会の設立を促進し、情報連絡体制の確立、一時滞在施設の確保、帰宅困難者等の安全確保、安全確保後の徒歩帰宅支援などのテーマを中心に対策を検討・実施していく。

流山市  
地域防災計画  
(p地-3-191)  
防災危機管理課

地震災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第15節 帰宅困難者対策  
第4 防災関係機関等 **の役割**  
帰宅困難者に関する対策は、多岐の分野にわたるとともに、行政界を越える対応も必要となる。  
このため、帰宅困難者に関連するすべての機関がそれぞれの役割を十分に果たし、**分担・連携して対策を行う必要がある。**  
**また、帰宅困難者になる可能性がある通勤・通学者についても、平常時からの一人ひとりの備えも重要である。**

地震災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第15節 帰宅困難者対策  
第4 防災関係機関等 **との連携**

帰宅困難者に関する対策は、多岐の分野にわたるとともに、行政界を越える対応も必要となる。  
このため、帰宅困難者に関連するすべての機関がそれぞれの役割を十分に果たし、連携して対策を行う必要がある。  
**特に大量の帰宅困難者等の発生が予想される南流山駅・流山おおたかの森周辺においては、各駅周辺の地域事情等に鑑みた、情報連絡体制の確立、一時滞在施設の確保、帰宅困難者等の安全確保、安全確保後の徒歩帰宅支援などを検討する。**

趣 旨

帰宅困難者を受け入れるための一時滞在施設を確保するとともに、帰宅支援対象道路の周知及び災害時帰宅支援ステーションのさらなる確保等を進める。  
〔拡充〕

修正前

修正後

千葉県  
地域防災計画  
(地-2-69)  
(H24.8修正)

拡充

第2編 地震・津波編 第2章 災害予防計画 第12節 帰宅困難者等対策  
3 帰宅困難者等の安全確保対策（全庁、市町村）

(1) 一時滞在施設の確保と周知

県及び市町村は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。民間施設については、市町村が当該事業者と協議を行い、事前に協定や覚書等を締結し指定する。

また、県及び市町村は、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

(2) 大規模集客施設や駅等における利用者保護の要請

大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、県及び市町村は、あらかじめ駅周辺帰宅困難者等対策協議会などにおいて大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。また、震災の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

(3) 企業、学校など関係機関における訓練実施の要請

県及び市町村は、企業・学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

4 帰宅支援対策（防災危機管理部、市町村）

(1) 帰宅支援対象道路の周知

県は、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において選定した帰宅支援対象道路について、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会における支援方策等の検討結果を踏まえ、周辺都県市と連携して周知を図る。

(2) 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

県及び市町村は、九都県市首脳会議における協定締結事業者の確保と併せて、県内で店舗を経営する事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保する。

また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、市町村や事業者と連携して、ホームページや広報誌などを活用した広報を実施する。

<資料編1-13 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書>

<資料編1-13 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書>

流山市  
地域防災計画  
(p地-2-79)

地震災害対策編 第2章 災害予防計画 第5節 避難対策 第4 帰宅困難者対策  
2 帰宅困難者への支援対策

(1) 避難場所の確保及び避難誘導體制の検討

市は、帰宅困難者が一時的に滞在する避難場所の確保について検討するとともに、鉄道事業者、県警察、事業所、自主防災組織等と協力して帰宅困難者の避難誘導體制を構築する。また、帰宅困難者に対する避難場所は、あらかじめ広報紙や立看板等を掲示して周知する。

3 徒歩帰宅者への支援対策

災害用トイレ等の備蓄を促進するとともに、地域の避難所に指定されていない公的施設等の活用、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等との協定締結、沿道自治会や事業者等による徒歩帰宅者への支援活動の促進等、飲料水やトイレ等の提供体制を検討する。

防災危機管理課  
コミュニティ課  
市民課  
高齢者生きがい推進課  
介護支援課  
障害者支援課  
子ども家庭課  
保育課

地震災害対策編 第2章 災害予防計画 第5節 避難対策 第4 帰宅困難者対策  
2 帰宅困難者への支援対策

(1) 一時滞在施設の確保及び避難誘導體制の検討

市は、耐震性等の安全性を考慮して公共施設のみならず、民間事業者とも協議を行い、帰宅困難者の一時滞在施設の確保について検討するとともに、鉄道事業者、県警察、事業所、自主防災組織等と協力して帰宅困難者の避難誘導體制を構築する。また、一時滞在施設は、あらかじめ広報紙や立看板等を掲示して周知する。

3 徒歩帰宅者への支援対策

市は、九都県市首脳会議における協定締結事業者のほかに、市内で店舗を経営する事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保する。

また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、事業者と連携して、ホームページや広報誌などを活用した広報を実施する。

さらに、飲料水や災害用トイレ等を備蓄するとともに、地域の避難所に指定されていない公的施設等の活用、沿道自治会による徒歩帰宅者への支援を検討する。

趣 旨

国及び市町村等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰などの廃棄物や土壌等に対応する。〔新規〕

修正前

修正後

千葉県  
地域防災計画  
（放-5-1）  
（H24.8修正）

新規

第4編 放射性物質事故編 第5章 放射性物質事故復旧対策  
5 廃棄物等の適正な処理  
県は、国、市町村等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

流山市  
地域防災計画  
（p大-39）  
環境政策放射能  
対策課  
クリーンセンター

大規模事故災害対策編 第2章 大規模事故対策計画 第7節 放射性物質事故対策計画 7 廃棄物(ごみ)関係の対応  
焼却灰から国の示す基準値を超える放射性物質が検出された場合は、熔融飛灰を一時保管するとともに、剪定枝、落葉、草においては別回収し、焼却せずに森のまちエコセンターに仮保管する

【メモ】  
保管後の処理方法について、現時点で決定している内容を追記願います。